

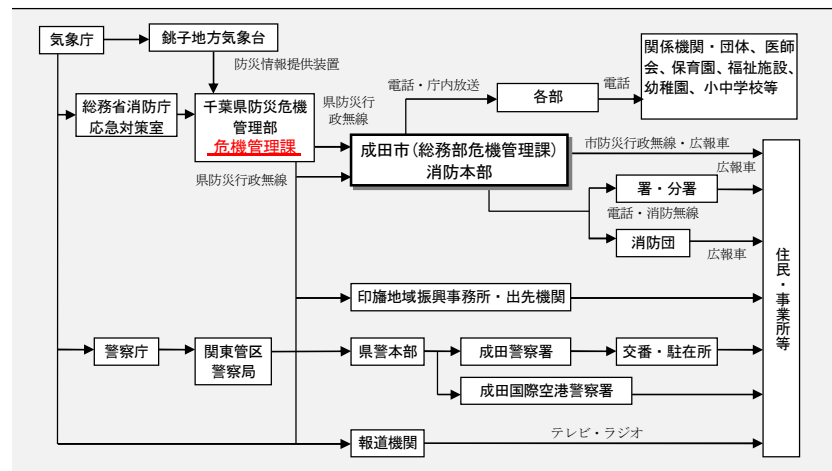
成田市地域防災計画新旧対照表【附編】東海地震に係る周辺地域としての対応計画

現行	改正案
<p>第2章 東海地震注意情報から警戒宣言までの対応措置</p> <p>第1節 異常発見から警戒宣言発令までの流れ</p> <p>(略)</p> <p>■異常発見から警戒宣言発令までの流れ</p> <pre> graph TD A[気象庁] -- "(専用回線)" --> B[銚子地方気象台] A -- "(消防防災無線回線)" --> C[総務省消防庁 応急対策室] B -.- "(県防災行政無線)" --> D[県防災危機管理部 危機管理課] C -- "(一斉通報)" --> D D -.- " " --> E[成田市 (危機管理課) 消防本部] </pre>	<p>第2章 東海地震注意情報から警戒宣言までの対応措置</p> <p>第1節 異常発見から警戒宣言発令までの流れ</p> <p>(略)</p> <p>■異常発見から警戒宣言発令までの流れ</p> <pre> graph TD A[気象庁] -- "(専用回線)" --> B[銚子地方気象台] A -- "(消防防災無線回線)" --> C[総務省消防庁 応急対策室] B -.- "(県防災行政無線)" --> D[県防災危機管理部 防災対策課] C -- "(一斉通報)" --> D D -.- " " --> E[成田市 (危機管理課) 消防本部] </pre>

現行

第2節 東海地震注意情報の伝達
(略)

■東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段



第4節 応急対策

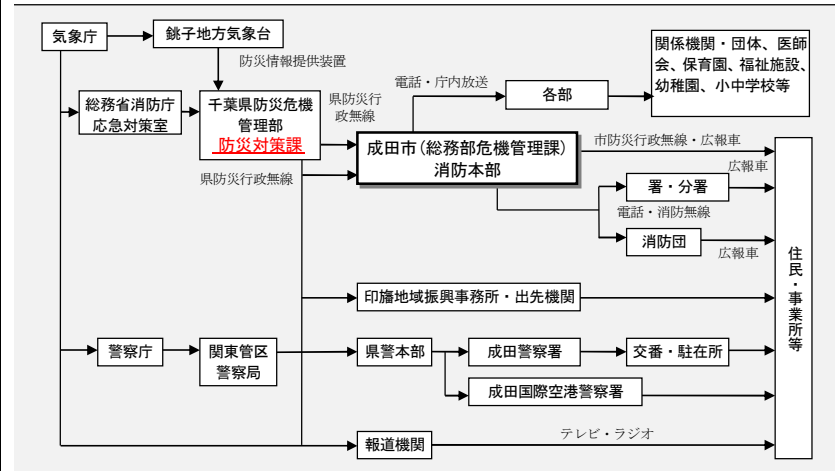
3 関係機関との連携

市内において、混乱発生のおそれ予測される場合は、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部 **危機管理課**、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

改正案

第2節 東海地震注意情報の伝達
(略)

■東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段

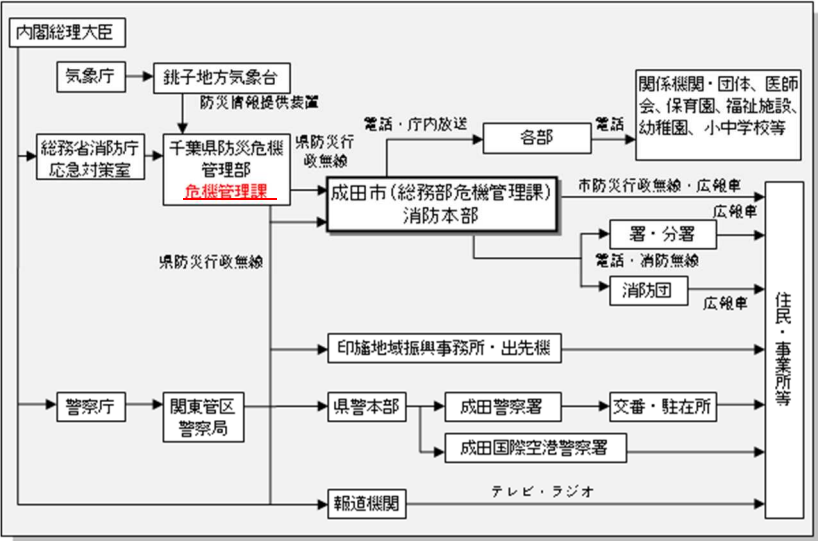
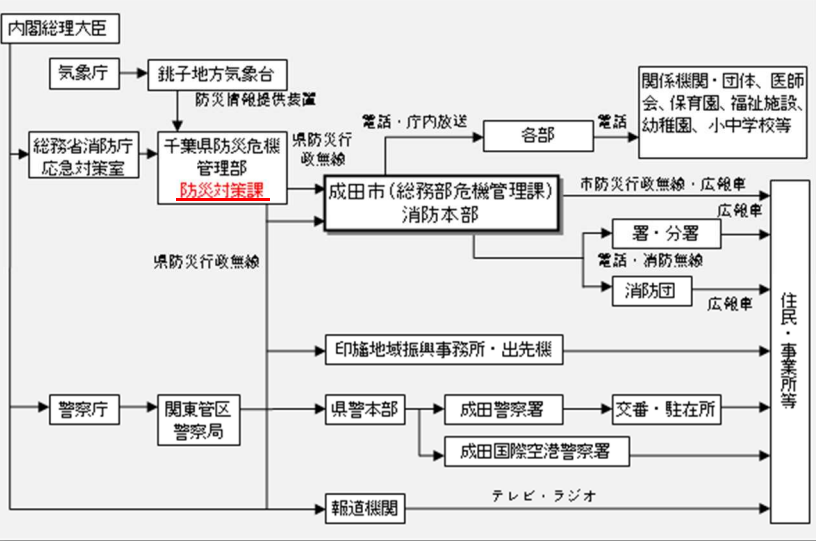


第4節 応急対策

3 関係機関との連携

市内において、混乱発生のおそれ予測される場合は、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部 **防災対策課**、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

現行	改正案				
<p>4 混乱防止の措置 (略)</p> <p>■各機関の対応</p> <table border="1" data-bbox="253 424 1077 651"> <tr> <td data-bbox="253 424 300 651">県</td> <td data-bbox="300 424 1077 651"> 防災危機管理部<u>危機管理課</u>は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 (3) その他必要な事項 </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	県	防災危機管理部 <u>危機管理課</u> は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 (3) その他必要な事項	<p>4 混乱防止の措置 (略)</p> <p>■各機関の対応</p> <table border="1" data-bbox="1120 424 1944 651"> <tr> <td data-bbox="1120 424 1167 651">県</td> <td data-bbox="1167 424 1944 651"> 防災危機管理部<u>防災対策課</u>は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 (3) その他必要な事項 </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	県	防災危機管理部 <u>防災対策課</u> は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 (3) その他必要な事項
県	防災危機管理部 <u>危機管理課</u> は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 (3) その他必要な事項				
県	防災危機管理部 <u>防災対策課</u> は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 (3) その他必要な事項				

現行	改正案
<p>第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置</p> <p>第2節 警戒宣言の伝達及び広報</p> <p>1 警戒宣言の伝達</p> <p>(1) 伝達方法</p> <p>(略)</p> <p>■警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達方法</p> 	<p>第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置</p> <p>第2節 警戒宣言の伝達及び広報</p> <p>1 警戒宣言の伝達</p> <p>(1) 伝達方法</p> <p>(略)</p> <p>■警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達方法</p> 

現行	改正案
<p>第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置</p> <p>第7節 通信対策</p> <p>3 電話のふくそう時の広報</p> <p>電話がふくそうした場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、<u>報道機関に対して以下の広報文により広報を依頼する。</u></p> <p><u>「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」</u></p> <p>第8節 電気・ガス・上下水道対策</p> <p>1 電気</p> <p>原則として電力の供給は継続し、以下の措置をとる。</p> <p>(略)</p> <p>○ 広報</p> <p>・感電事故、漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車等により広報する。</p> <p>(略)</p> <p>第14節 その他の対策</p> <p>5 その他 (<u>危険な動物の逃走</u>防止)</p>	<p>第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置</p> <p>第7節 通信対策</p> <p>3 電話のふくそう時の広報</p> <p>電話がふくそうした場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、<u>広報を実施する。</u></p> <p>第8節 電気・ガス・上下水道対策</p> <p>1 電気</p> <p>原則として電力の供給は継続し、以下の措置をとる。</p> <p>(略)</p> <p>○ 広報</p> <p>・感電事故、漏電による出火を防止するため、<u>ホームページ</u>、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車等により広報する。</p> <p>(略)</p> <p>第14節 その他の対策</p> <p>5 その他 (<u>特定動物の逃走</u>防止)</p>

現行	改正案
<p>県健康福祉部は、警戒宣言発令時において<u>危険な動物</u>の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等<u>逃走</u>防止対策の強化を指示する。</p> <p>なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、以下のとおりである。</p> <p>(1) <u>家庭動物等の飼養及び保管に関する基準</u>により、あらかじめ<u>届け出た</u>緊急時の措置をとる。</p> <p>(2) 動物が施設から<u>逃走</u>した場合には、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第16条及び第17条により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講ずる。</p>	<p>県健康福祉部は、警戒宣言発令時において<u>特定動物</u>の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等<u>逸走</u>防止対策の強化を指示する。</p> <p>なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 「<u>第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令</u>」等により、あらかじめ<u>定めた</u>緊急時の措置をとる。</p> <p>(2) 動物が施設から<u>逸走</u>した場合には、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第16条及び第17条により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講ずる。</p>